

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

• •

当該法人の 事業年度	欠損金の 区分	当該法人の控除 未 済 欠 損 金 額 〔当該法人の前期の 別表七（一）「5」〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の計算			
			移転時価資産価額 が移転簿価資産価 額以下である場合 (1)	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合		特 例 計 算 に よ る 調整後の当該法人分 の控除未済欠損金額 (2)、(3)又は(4)
				移転時価資産超過額が 支配関係前欠損金額の 合計額以下である場合	移転時価資産超過額が 支配関係前欠損金額の 合計額を超える場合	
				〔支配関係事業年度前 の事業年度にあって は(6)－(7)、支配関 係事業年度以後の事 業年度にあっては(1)〕	〔支配関係事業年度前 の事業年度にあって は0、支配関係事業年 度以後の事業年度に あっては((1)－(10))〕	
	1	2	3	4	5	
・ ・		円	円	円	円	円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

当該法人の 事業年度	欠損金の区分	支配関係前 欠損金額	移転時価資産超過額が支配関係前 欠損金額の合計額 以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前 欠損金額の合計額を超える場合			
			(6)のうち移転時価 資産超過額を 構成するものと された部分の金額	支配関係事業年度以後 の事業年度の欠損金額 のうち特定資産譲渡等 損失相当額以外の 部分から成る金額	支配関係後欠損金額	(9)のうち制限対象 金額を構成するもの とされた部分の金額	
			〔(11)の金額を(6)の古 いものから順次振当〕	〔別表七(一)付表一 「8」―「12」〕	〔支配関係事業年度 以後の事業年度の (1)―(8)〕	〔(13)の金額を(9)の古 いものから順次振当〕	
			6	7	8	9	10
・	・	円	円	円	円	円	円
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
計							

移 転 時 価 資 産 超 過 額 (17の①)－(17の②)	11	円	名 称 等	時 価	帳 簿 価 額
				①	②
支配関係前欠損金額の合計額 (6 の計)	12			円	円
制 限 対 象 金 額 (11)－(12)	13				
			計		

別表七(一)付表四の記載の仕方

1 この明細書は、法人が令第113条第5項《控除未済欠損金額の計算に係る特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額」 8 は、次により
「別表七(一)付表一
「8」-「12」」

記載します。

(1) 別表七(一)付表一「8」に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を「別表七(一)付表一「8」」の金額から控除して計算します。

(2) 令第113条第5項第3号ロに規定する支配関係事業年度以後の事業年度に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第15条第1項《震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》に規定する震災欠損事業年度(以下「震災欠損事業年度」といいます。)がある場合には、当該震災欠損事業年度において生じた欠損金額のうち震災特例法第15条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を「別表七(一)付表一「8」」の金額(当該震災欠損事業年度に係る部分に限ります。)から控除して計算します。